

■ ■ ■ 商標法 ■ ■ ■

● 商標の .....

「 ① ....., ② ....., ③ ....., ④ ..... 的  
 ..... もしくは ⑤ ..... またはこれらとの結合, ⑥ ..... 」  
 により, 商品や役務 (サービス) の出所を表示するもの

※ 権利の存続期間は認定登録の日から ..... 年だが, 何度でも ..... できる

⑤ と⑥ は 2015 年 4 月から新しく登録できるようになった

例) 青・白・黒のトリコロールにした消しゴム

例) *Allegretto*  
 Trumpet 

④の例



登録の条件 (I) ..... を有するものであること

× 商品の ..... 名称 (時計, リモコン, アルミなど)

× ..... 名称 (正宗, 幕の内, プレイガイドなど)

\* 当初は識別力を有していたが, 同業者間で広く使われるようになったもの

- × .....や.....を示すだけのもの（東京銀座）
- × .....を示すだけのもの（特別仕立，うま～い，おいしい）
- × .....を示すだけのもの（炭焼コーヒー）
- × .....等を示すだけのもの（よく効く薬，疲労回復の湯）
- × ありふれた.....のみからなるもの（鈴木商店，JP）

※ ただし、実際に使用されて識別力を獲得すれば登録できることもある

例：

登録の条件（Ⅱ） .....や.....を生じさせないものであること

- × 国旗等と同一または類似のもの
- × 国や地方公共団体と類似のもの（釧路市交通局）
- × 国際機関や.....等と類似のもの
- × 商品の.....を.....させるおそれがあるもの（阪神優勝）
- × 他人の.....商標と同一 または 類似のもの

例：白い恋人 ⇔ 面白い恋人

登録の条件（Ⅲ） .....を害するおそれがないものであること

- × 征露丸